

《新冠町プレミアム付商品券》

～使用期限等のおしらせです～

今回も商品券の利用期限や商品券利用の際の注意事項をあらためて、お知らせいたします。

商品券の使用期限

令和3年1月31日(日)までです。

※使用期限を過ぎての使用や返金もできませんのでご注意ください。

商品券利用の際の注意事項 ※商品券で購入できないもの

- ① 他の商品券、チャージ式の電子マネー、プリペイドカード、官製はがき、郵便切手等の換価性があり、広域的に流通可能なものの購入。
- ② 公共サービス料金及びこれに準ずるものの支払(電気料、電話料、NHK受信料等)。
- ③ 国及び地方公共団体等への支払(租税公課、上下水道料金、給食費、保育料、住宅料等)。
- ④ 出資及び有価証券の購入、債務(買掛金)の支払、医療費等消費にあたらぬ支払。
- ⑤ 不動産及び、たばこ及び、新冠町指定ごみ袋の購入。

～お問合せ先～



新冠町役場企画課 新冠町商工会
TEL0146-47-2498 TEL0146-47-2421

